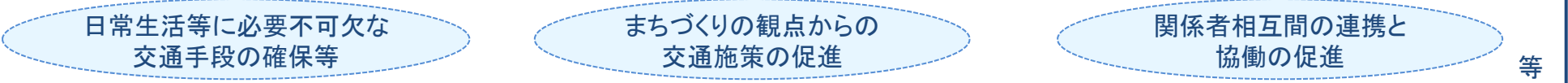


地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の概要

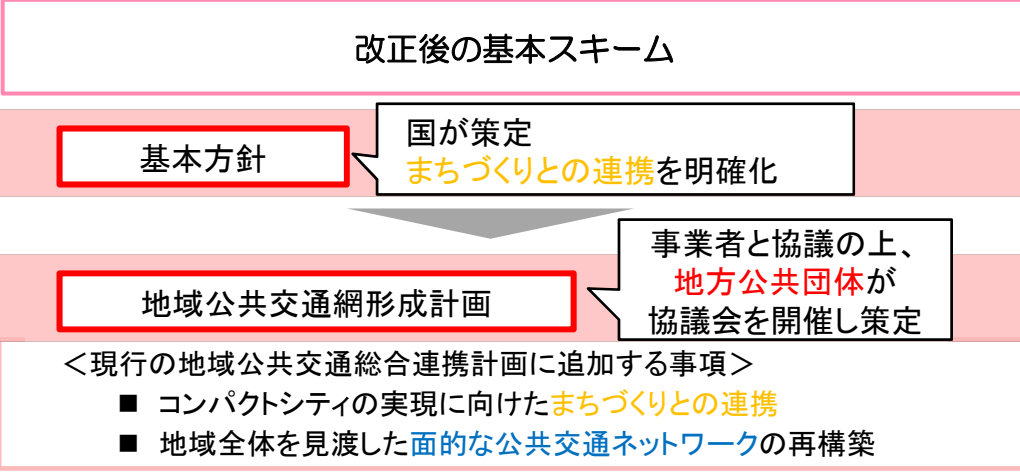
交通政策基本法(平成25年12月4日公布・施行)の具体化(法目的に追加)



目標
本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上

ポイント
① **地方公共団体**が中心となり、
② **まちづくりと連携**し、
③ **面的な公共交通ネットワーク** を再構築

地方公共団体を中心とした地域公共交通網の再構築を国が支援する枠組み



- ◆ **地方公共団体**を中心とした地域の**面的な公共交通ネットワーク**の再構築を支援する予算制度
(地域公共交通確保維持改善事業(平成26年度予算306億円)の内数)
 - **まちづくりと連携**した計画策定を支援。ケーススタディーを実施
→国による全国の取組事例、データの提供を通じた助言
→合意形成を促進
 - バスを**地方公共団体**が購入して民間事業者に貸し付ける場合の国による補助制度の創設
- ◆ **まちづくりとの連携**による都市機能の立地誘導を支える公共交通等への支援の強化
(社会資本整備総合交付金(平成26年度予算9124億円)の内数等)
 - 駅前広場やバスの乗換ターミナル、待合所の整備等公共交通の利用環境の充実を重点的に支援
- ◆ **地方公共団体**を中心とした地域の**面的な公共交通ネットワーク**の再構築を推進するための特例制度
 - バスの路線、輸送力の設定等に関する許認可の審査基準の緩和
 - バスの運賃・料金の規制緩和(上限認可→届出)
 - 計画の維持を困難とするような行為の防止
 - 事業が実施されない場合の勧告・命令

